

不審者情報について

平成30年4月24日

近畿厚生局職員を名乗る不審者の来訪にご注意ください。

＜内容＞

平成30年4月、大阪府内の複数の薬局に対して、近畿厚生局の職員と名乗る不審な来訪者がありました。

ケース1:平成30年4月20日、薬局に近畿厚生局の職員と名乗る男性が来局し、管理薬剤師が対応したところ、薬局内では話ができないとして薬局の外に出るよう指示され、店の前で男性から「近くの病院でハーボニーを取り扱っているようなので、こちらの薬局でもハーボニーは取り扱っているか」、「現金問屋との取引はあるか」との質問を受けた。

ケース2:平成30年4月20日、薬局に近畿厚生局の職員と名乗る男性が来局し、「ハーボニーの偽物が出回っていたが薬はちゃんとした所から仕入れているか」、「処方せんの集中率は85%をきっているか」との質問を受けた。

近畿厚生局の職員が連絡もせずに薬局へ出向くことはありません。また、上記のような質問について各薬局への聞き取り等も行っておりません。

今後も、このような不審と思われる照会については、来訪者の身分、連絡先等の確認をするなど慎重に対応していただくとともに、当局まで情報提供いただきますようお願いします。

＜不審者が来訪した場合＞

不審に思われる場合は、相手の所属・氏名・電話番号をご確認のうえ、お近くの近畿厚生局各府県事務所等へお問い合わせください。

各府県事務所	電話番号
指導監査課（大阪府）	06-7663-7664
福井事務所	0776-25-5373
滋賀事務所	077-526-8114
京都事務所	075-256-8681
兵庫事務所	078-325-8925
奈良事務所	0742-25-5520
和歌山事務所	073-421-8311